

IT 人材育成講座利用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人沖縄県情報産業協会（以下「I I A」という。）が運営する、IT 人材の育成に必要な講座（以下「講座」という。）に関し、講座利用費（以下「利用費」という。）の徴収、及び、講座受講に際しての利用者の遵守事項等、I I A と講座利用者との間の基本事項を定めることを目的とする。

(利用費)

第 2 条 利用費は、登録料及び講座受講料とする。

- 2 利用登録は年度登録とし、登録料は、別表 1 のとおりとする。
- 3 登録料は、年度途中で登録申込であっても、別表 1 のとおり、納入するものとする。
- 4 登録料算定の基礎となる受講予定者数は、受講企業ごと申込時における、講座への年間延べ受講予定者数とする。
- 5 毎年 3 月末に、年間受講者実績人数と申込時当初の申請人数と差異がある場合は、登録料を精算する。
- 6 前項の登録料差異の精算は、追加徴収の場合は、請求書を発行し、期限までに納入するものとし、払い戻しの場合は、指定銀行口座へ返金を行うものとする。
- 7 個人および企業の受講者で年間登録をしない者については、登録料の支払いを要しない。
- 8 講座受講料は、講座ごとに別途定めた額とする。

(納入方法)

第 3 条 前条の利用費は、I I A が発行する請求書記載の指定された銀行口座に振り込むものとする。

(講座の受講)

第 4 条 受講者は、専用サイトより受講者登録を行うものとする。

- 2 受講者は、専用サイトより講座内容および受講申込フローを確認の上、希望する講座へ受講申込を行うものとする。
- 3 O J T 講座の受講企業および受講者は、研修事業者より提供された教育資料その他の資料、情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管する。講座受講目的または研修事業者が同意する目的以外に使用してはならないものとする。
- 4 O J T 講座を受講するにあたり、関連するドキュメント等の権利（研修事業者より提供された原本資料に基づいて作成されたデータ等の所有権）は研修事業者に帰属するものとする。

- 5 OJT講座の受講者は、講座受講中の所定時間及び休憩時間は、研修事業者の就業規則等の定めに従うものとする。
- 6 OJT講座の受講者は、研修事業者の施設管理上の諸規則に従うものとし、講座の実施場所及び研修事業者の許可した施設以外には、一切立ち入らないものとする。また、受講者は講座の実施場所においては、研修事業者が定める諸規則に遵守して行動するものとする。

(その他)

第5条 この規程の改定については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

令和2年4月1日制定、施行

別表 1

IT 人材育成講座利用登録料

年間延べ受講予定者数

受講人数	年額
0人以上 5人以下	2万円
6人以上 10人以下	5万円
11人以上 15人以下	8万円
16人以上 20人以下	11万円
21人以上 25人以下	14万円
26人以上 30人以下	17万円
31人以上 35人以下	20万円
36人以上 40人以下	23万円
41人以上 45人以下	26万円
46人以上 50人以下	29万円
51人以上	32万円